

教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務
について

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条支援教育課の部第10号中「奨学金」を「奨学支援金」に改め、同部第12号中「交通遺児奨学基金」を「教育福祉支援基金」に改め、同部第13号を削り、同条保健体育課の部中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(学校教育部)

第7条 学校教育部における各課の事務分掌は、次のとおりとする。

教育指導課

- (1) 教育課程(特別支援教育、学校保健及び学校体育を除く。)の指導助言に関すること。
- (2) 児童生徒の学習指導及び進路指導に関すること。
- (3) 学校運営の調整に関すること。
- (4) 学校における人権教育に関すること。
- (5) 校外行事及び教材選定の承認に関すること。
- (6) 教育課程の研究委託に関すること。
- (7) 教科用図書に関すること。
- (8) 学則に関すること。
- (9) 授業料、保育料等に関すること。
- (10) 市立高等学校生徒及び市立幼稚園園児の募集に関すること。
- (11) 通学路に関すること。
- (12) 学校評議員に関すること。
- (13) 教育研究所との連絡に関すること。
- (14) 部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。
- (15) 部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

支援教育課

- (1) 支援教育に係る総合調整に関すること。
- (2) 学齢児童生徒の就学に関すること。
- (3) 幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学手続きに関すること。
- (4) 特別支援教育の教育課程の指導助言に関すること。
- (5) 児童指導及び生徒指導に関すること。
- (6) 学校及び学級経営の支援に関すること。
- (7) 教育相談に関すること。
- (8) 外国籍児童生徒等の支援に関すること。
- (9) 就学の奨励及び援助に関すること。
- (10) ~~奨学金の支給に関すること。~~ 奨学支援金
- (11) 私立学校(幼稚園を除く。)の助成に関すること。
- (12) ~~交通遺児奨学基金の管理に関すること。~~ 教育福祉支援基金
- (13) ~~就学支援基金の管理に関すること。~~

保健体育課

- (1) 児童生徒の健康管理に関する事。
- (2) 学校の環境衛生に関する事。
- (3) 学校保健及び学校体育の教育課程の指導助言に関する事。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターとの連絡に関する事。
- (5) 学校災害の見舞金に関する事。
- (6) 児童生徒の健康の保持増進及び体力の向上に関する事。
- (7) 体育及び保健体育の準教科用図書に関する事。
- (8) 学校体育の研究委託に関する事。
- (9) 学校水泳プールの運営に関する事。
- (10) 学校体育団体の育成に関する事。
- ~~(11) 社会体育行事の開催支援に関する事。~~
- ~~11~~
(12) 学校における食育に関する事。
- ~~12~~
(13) 学校給食の献立の作成及び物資の調達に関する事。
- ~~13~~
(14) 学校給食の衛生管理に関する事。
- ~~14~~
(15) 学校給食施設設備の維持管理に関する事。
- ~~15~~
(16) 給食費に関する事。
- ~~16~~
(17) 中学校完全給食の実施に関する事。